

終戦後の国体論争

富 永 健

Controversy on the National Fundamental Character
(*Kokutai*) after the End of the War

Takeshi TOMINAGA

皇學館大学現代日本社会学部

日本学論叢 第10号

令和2年3月

終戦後の国体論争

富 永 健

抄録 ●

終戦前後、わが国における最大の政治問題は国体をめぐるのであった。特に、明治憲法が改正され、天皇の地位と権能が根本的に変更されることになり、このことによって我が国の国体に変更されるか否かが大きな問題となった。この問題が複雑かつ困難な理由は、国体とは何かが明確ではないところにある。憲法学者の多くは、国体を、主権（統治権）の所在を標準とした国家形態（形体）と解していたが、これと異なる学説もあった。第90回帝国議会で、明治憲法の改正が議論された際にも、議員からの国体は変わるのではないか（法学的・政治的国体）との質疑に対して、政府側は、国体は変わらない（精神的・倫理的国体）と主張し続けた。また、議会外においても、例えば、佐々木・和辻論争にみられるように、この議論は活発であり、また激しかった。ところが、その後、国体論はほとんど見られなくなった。しかし今日においても、我が国のあり方を考えるうえで最重要のテーマである。

Key words : 国体 国体論争 明治憲法 佐々木惣一 和辻哲郎

1. はじめに

戦後、帝国憲法が改正されて日本国憲法が成立する際に最も議論のあったのが、新憲法の成立によって国体（國體が正字であるが、本稿では基本的にこのように記す）が変更するか否かについてであった。終戦前から、当時の日本では、「国体護持」に最も関心が集まっていた⁽¹⁾。

ところで、この議論の最も重要かつ困難な点は、「国体」の定義・概念が一義ではないことにある。字義としては、「国のかたち、くになら」ということであるが、特に憲法学では、「主権（または統治権）の所在による国家形体（形態）」とされることが多い⁽²⁾。議論があるのは、「わが国の国体」と言った場合

の国体とは何か、である。ここには様々な要素が入る可能性がある。そしてこれが国体問題を複雑かつ困難にしているといつてよい⁽³⁾。

この議論は、現在、ほとんど見られない状況である。国体とは、英語では“constitution”つまり、憲法そのものである。わが国の憲法(実質的意味の憲法)を理解することは、国体を理解することである。戦後憲法学は、「日本国憲法」の解釈学が中心となっているけれども、わが国のあり方を考察することも憲法学の課題であろう。時あたかも、令和の御代を迎え、天皇を中心としたわが国のあり方を顧みるにふさわしいときであると思う。以下、憲法学の立場から国体について考察する。

2. 帝国憲法下の国体論

国体とは何かについて、最初に、帝国憲法下の憲法学者の説を取り上げておこう⁽⁴⁾。帝国憲法下では、国体を定義づけることが重要であった。ただし、憲法学者の見解も一様ではない。注意すべきは、「国体」とは何かといった定義とともに、「わが国の国体」とは何かについても説かれている点である(本稿で著書・論文を引用する場合、正漢字を常用漢字に変えていることをお断りする)。

以下、学説(法学的国体概念)および法制的概念を取り上げる。

わが国憲法学の鼻祖ともいふべき穂積八束博士は、「国家ノ体制ハ統治主権ノ所在ト、其ノ行動ノ形式トニ由リテ定マル、前者ハ之ヲ国体ト謂ヒ、後者ハ之ヲ政体ト謂フ」として、国体・政体二分論を採り、「国体ハ、如何ナル自然意思ヲ以テ国ノ主権ト観ルカノ問題ナリ」としたうえで、「君主国体ハ特定ノ一人ヲ以テ国ノ主権者トスルノ国体ナリ」、「民主国体ハ人民ヲ以テ主権者トスルノ国体ナリ」と説く⁽⁵⁾。主権の所在如何による国体論である。その上で、「国体ハ主権ノ所在ニ由リテ定マル、主権ノ所在ハ歴史ノ成果ニシテ、民族ノ確信ニ出ツ、若、歴史ノ成果分明ナラス、民族ノ確信一致セサルアラハ、即チ主権ノ所在ノ不明ナルモノニシテ国体ノ脆弱ナルモノタラン。〔…〕我カ国体ノ万邦ニ卓越スルハ、此ノ歴史、成果ノ明白ニシテ、此ノ民族ノ確信ノ鞏固ナル、

柄乎トシテ日星ノ如ク儼然トシテ泰山ノ如キニ在リ、此ノ千古ノ国体ヲ万世ニ擁護セハ国運天地ト与ニ久カラン⁽⁶⁾」と説かれている。

清水澄博士は、国体と政体を区別した上で、「国体トハ統治権ノ所在ニ依リテ分ルル国家ノ特色ナリ而シテ国体ハ歴史ノ結晶タル各国民ノ確信ニ依リテ定マル」として、統治権の主体たる自然人の数により国体の種類を区別して分類すると4種になると説き⁽⁷⁾、その一つに「真正君主国体」を挙げて「真正君主国トハ統治権ハ君主一人ニ帰シ君主ハ万世一系ニシテ永劫不変ナル国体ヲ謂フ真正君主国ハ古今唯我カ大日本帝国一国アルノミ⁽⁸⁾」とした上で、「我カ国ハ建国以来常ニ君主国体ニシテ政治上如何ナル変動アリト雖常ニ万世一系ノ天皇ヲ以テ統治権ノ主体ト為シ統治権所在ノ確信鞏固ニシテ既往ニ遡リ万世ニ互リ敢テ変更セスヲ純真ナル真正君主国体ト為ス⁽⁹⁾」と説かれている。

上杉愼吉博士は、「国体トハ国家ノ構成ノ謂ナリ」、「国体トハ国家ノ構成ナリトハ、統治権者ノ何人ナルカノ定ノ謂ニ外ナラス、一ノ国家ニ於テ、何人カ統治権者ナルカ、之ヲ其ノ国家ノ国体ト為ス」と定義し⁽¹⁰⁾、わが国の国体については、「大日本帝国ノ統治権者ハ天皇ナリ、之レヲ我カ国体ト為ス。大日本帝国ハ、天皇ノ統治権者タルコトヲ基礎トシテ構成セラレタル国家ナリ」、「大日本帝国ハ純粹ナル君主国ナリ、天皇ハ完全ニシテ缺クルナキノ統治権者ナリ」と説き⁽¹¹⁾、さらに「国体ノ精華」の項では、「日本人ハ天皇ノ下ニ統一セラレ、永遠無窮ニ相関連続ヲ完ウシ、皆一齊ニ其ノ本性ヲ充実發展シ、最高ノ道德ニ至ルコトヲ得ルハ、日本国家ノ本来有スルノ特質ナリ⁽¹²⁾」とも説かれている。

佐々木惣一博士は、「如何なる人が統治権を総攬するか、といふ観点からして国家の形態を考へることが出来る。それは国家の政治の様式を見るのである。右の観点から考へられる国家の形体を、我が国に於ける用語として国体と呼ぶ⁽¹³⁾」、あるいは、「何人が統治権の総攬者なるか、といふ統治の様式より観たる国家の形体⁽¹⁴⁾」を国体とされる。そして、「我が国が万世一系の君主に依り統治せらるる君主国である、云ふとき、始めて能く我が国の国体を明にし得る」のであって、それは帝国憲法第1条により明かに示されているとして、「君主国であり、且万世一系の君主国である、といふことが我が国の国体である⁽¹⁵⁾」と説き、さらに「[我が国は万世一系の天皇により統治せらるべきであるとい

う) かかる法規範其のものは、帝国憲法の制定に依り始めて成立したものでなく、建国の時既に成立して、且、其の後常に存在してゐた⁽¹⁶⁾」とも説かれている。

宮澤俊義教授は、「すべて国家が完全な意味における国家であるためには必ず固有な統治体制原理を有するを要する。それはその国家存在の根柢であり、その国家をしてその国家たらしめるところのものである⁽¹⁷⁾」とし、「大日本帝国は万世一系の天皇永遠にこれを統治し給ふ、これわが肇国以来の統治体制の根本原理であり、これをわが国家における固有且つ不変な統治体制原理とする」、「わが国家におけるこの固有にして不変な統治体制原理を国体といふ」、「国体の原理は〔…〕とりわけ憲法第一条において『大日本帝国ハ萬世一系ノ天皇ヲ統治ス』と簡明に、且つ厳肅に宣明せられている」と説かれている⁽¹⁸⁾。

以上が主な憲法学者による国体論である。基本的には、主権あるいは統治権の所在を基準とした国家形態（政治形態）としての国体論であるが、併せてわが国特有の意義を見出そうとしているところに特徴がある。

以上、国家形態論としての「国体」を概観したが、憲法学者の中には、国家形態（政治形態）として国体の概念を認めない見解もある。美濃部達吉博士がその代表である。博士は、国家形態論としては「政体」の概念を用いることを主張し、「国体」の語を用いることに反対される。

美濃部博士は、国体を「歴史的に発達し構成せられた日本の国家生活の最も重要な特質⁽¹⁹⁾」と定義し、法律的概念としての国体は認められない（国体ではない）とする立場をとり、穂積博士などが説いている国家形態としての国体は、政体というべきもので、本来の国体とは異なることを主張される。「〔穂積博士の説は〕従来日本に於いて其の語が普通に用ゐられている意義とは全く異なつたものである〔…〕国体といふ語は日本の固有の語で、外国語には適切に之に相当すべき語は無い〔…〕それは Staatsform だの Verfassungsform などの語に相当する単純な法律的の観念ではなく、日本の国家の最も重要な歴史的及倫理的の特質を指す意味に用ゐられて居るのが、従来の普通の用法である」と説いている⁽²⁰⁾。また、国体は「政府より公表したる教育勅語の英訳本には此の語を訳して国の fundamental character と言ひたりと覚ゆ。即ち国家の根本性質

といふの義にして、詳しく言へば国家の成立する基礎たる精神なりといひて可なるべし。独逸語にして Volksgeist といふは稍之に近し。国家団結の基く所の民族精神なり⁽²¹⁾とも説いている。なお、美濃部博士と同様、法学上の用概念として国体を用いることに反対する立場の学者として、森口繁治、野村淳治、浅井清等を挙げ得る。少数説とはいえ、かなり有力な学説であるといつてよい。

つぎに、法制度上の国体について触れておく（法制的概念としての国体）。法律において国体を規定した例としては治安維持法を挙げることができる。治安維持法（大正14年制定）が「国体」変革を処罰する規定を置いていることはよく知られている。すなわち、「国体ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知りテ之ニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス」（第1条）との規定である。昭和3年の改正で、「国体ヲ変革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ五年以上の懲役又ハ禁錮ニ処シ〔後略〕」（1条1項）と厳罰化がなされた（昭和16年にも改正されている）。

治安維持法に関する判例を見てみると、昭和4年5月31日、治安維持法違反被告事件判決（大審院刑事判例集8巻317頁以下）において、大審院は、「我帝國ハ万世一系ノ天皇君臨シ統治權ヲ総攬シ給フコトヲ以テ国体ト為シ治安維持法第一条ニ所謂国体ノ意義又之ニ外ナラサルカ故ニ〔後略〕」と判示し、また、昭和6年7月9日の治安維持法違反被告事件判決（大審院刑事判例集10巻325頁以下）においても、「憲法第一条ニハ大日本帝國ハ万世一系ノ天皇ヲ統治スト規定シ我国国体ノ如何ナルモノナリヤヲ明示シタリ即チ万世一系ノ天皇ヲ君主トシテ奉戴スルコトカ我国ノ国体ナリ換言スレバ万世一系ノ天皇ヲ戴ク君主制カ我国ノ国体ナリ治安維持法第一条ニ所謂国体モ亦此ノ意義ヲ有スルモノナリ」と説示されている⁽²²⁾。

憲法学者の多くは、主権（統治権）の所在とその行使の方法に着目して、前者については国体、後者については政体の概念を用いて国家形態の説明をしている。ただし、「我が国体」といった場合には、単に天皇が主権者（統治権の

総攬者)であるというにとどまらず、様々な要素が入りこむため、議論は一層複雑になる。国体の概念をめぐる差異や対立も、学問の世界にとどまらず、天皇機関説事件に見られるように、政治・社会問題として現れることもあったが、何といても終戦時に、「国体護持」が最大の問題となり、帝国憲法が改正され日本国憲法が成立する過程で、最も注目され議論されたのが国体問題であった。

3. 帝国議会における国体論議

昭和21年6月20日、第90回帝国議会が開会され、同日、「帝国憲法改正案」が勅書を以て衆議院に提出された。改正案の第1条には「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴あつて、この地位は、日本国民の至高の総意に基づく。」、第4条第1項には「天皇は、この憲法の定める国務のみを行ひ、政治に関する権能を有しない。」と定められていた。この時点では、「国民主権」は規定されていなかったが、帝国憲法の第1条と第4条に代わって上のごとき条文が提示されたため（帝国憲法第1条が国体規定、または第1条および第4条が国体規定と考えられていたため）、国体に関する質疑が多く発せられることになった。ここでは特に重要と思われる政府側の答弁を紹介する。

金森徳次郎国務大臣（昭和21年7月1日委員会）は次のように答弁している。「国体と云うことは、国民の心の奥深く根を張って居る所の天皇との繋がりに於て国民が統合し、謂わば憧れの中心として天皇を考え、その上に国家が存在するのであります。この国の特色を我々は国体と言った訳であります」、「国体と云う考えは色々な意味に用いられて居りまして、一人一人の学説を取って議論致しましたならば、涯しもないことであります。〔…〕天皇に関する秩序と併せ考えまして、日本国家の基本の特色と云う意味に国体を考えますならば、〔…〕過去を通じ現在の人々の心を繹ねて、天皇を以て憧れの中心とすると云う点に於て、古今東西に稀有なる例外しかないと云う風に結論出来ると思うのであります」⁽²³⁾。有名な「憧れの中心」論である。

また、次のような答弁もある（7月9日委員会）。「若しも法律上の国体と云うものを、統治権の現実の総攬者が誰であるかと云う所にあるものと考えます

るならば、言葉の上では国体は変わったものと言わざるを得ないと思うのであります。併しその場合に用いました国体と云う考え方、詰り法律学者が学説の上にそう云う言葉を使っただけであって、恐らくは現在の国民が考えて居る、本当の生きた意味に於ける国体と云う考えとは関係はあるにしても、観念としては別のものであると、斯う云うことが今までの御説明で他の言葉で申し上げた次第であります。」「我々が概ね過去に於て国体と唱えて居りましたものは、本当の表面的な現実の制度に囚われて議論して居ったのであります。〔…〕深い所を押して見れば、天皇を憧れの中心として国民が統合して居る、その組立のことであります。だから法律学者の言っている国体と云うものは、強いてこれを国体と云うならば、それは謂わば法律的な国体であり、意味の実質に於いては政体と云う範囲に属すると云うのが正しい⁽²⁴⁾」。

政府の答弁はこれに尽きていると云ってよい。その後審議は貴族院へと移ることとなるが、国体をめぐる議論は激しさを増すことになる。衆議院において、第1条が「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴あつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」、第4条第1項が「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。」と修正されて、憲法に「国民主権」が明文化されたこと、天皇には限られた形式的な行為（国事に関する行為）しか認められないことになったことに加え、当時貴族院には有力な憲法学者・政治学者が幾人も議員に任命されていたからである。貴族院でも、国体変更論の立場からの質疑が多くなされている。ただし、国体が変わるといふことに対する評価・態度はさまざまである。主な質疑と答弁を取り上げることにするが、例えば、宮澤俊義議員（東大教授）は、国体変更を肯定的に、かつ国民主権を積極的に評価する立場であるし、南原繁議員（東大教授）は、国体変更を説きつつも、国民主権には慎重な態度である⁽²⁵⁾。

国体変更論の代表として、宮澤議員は次のように主張する（8月26日本会議）。すなわち、「従来我が国が治安維持法ニ依ツテ、其ノ変革ヲ嚴禁シヨウトシタ所ノ国体、即チ万世一系ノ天皇ガ君臨シ、統治権ヲ総攬シ給フトスル原理ハ、国民主権主義ヲ核心トスル新憲法ニ依ツテ、果シテドウ云フ影響ヲ受ケルデアリマセウカ」。「日本ノ最終ノ統治形態ガ、自由ニ表明セラレタ人民ノ意思ニ依

ツテ決定サレトスル原理ヲ承認シ、国民主権主義ヲ採用スルコトハ、理論的ニ見テ、其ノ意味ノ国体ニ根本的ナ変革ヲ与ヘルコトト言ハナクテハナラヌト思ヒマス」,「日本ノ政治ノ民主化ト云フ大変革ヲ、国民全部ノ心ノ中ニ徹底サセル為ニハ、[…]『センチメンタリズム』ヲ捨テテ、冷タイ真実ニ直面スルコトガ必要デハナイデセウカ」と⁽²⁶⁾。教授の「八月革命説」とも関連して、ポツダム宣言受諾により国体が変わったことを前提とした主張である。

これに対する金森国務大臣の答弁は、主権が国民にあるということは、過去・将来において本質的に変化はないもののように思っているとしたうえで、「所謂治安維持法等ニ解釈セラレテ居ツタ国体ハ変ツタカドウカ、[…]其ノ意味ニ於キマシテハ国体ハ変ツタト御返事シテ宜イト思フノデアリマス⁽²⁷⁾」というものであった（国民主権についても議論がかみ合っていない、というよりも金森氏が正面から答えていないように感じられる）。

南原議員は次のように説いている（8月27日本会議）。国民一般が国体と考えているものは、明治憲法に示された政治の基本性格と無関係ではないこと、また教育勅語に宣せられている国体も日本の根本的政治性格と関係があることを指摘して、「我ガ国体観念モ、草案ニ於テハ明カニ変更サレテ居ル」としたうえで、「草案ガ余リニモ外国ノ政治哲学カラ借り来リマシテ、日本ノ伝統的思想カラ遥カニ断絶シテ居ルコトハ、今ヤ外国ニ於テ公ノ与論トナリツツゴザイマス、私共ハ今茲ニ新シイ善キモノハ進ンデ、之ヲ採ツテ、改革ヲ断行シマスト同時ニ、他方ニ、苟クモ国民ノ歴史的本質ノ中ニ育成シテ来マシタモノハ、之ヲ維持スルコトガ必要デゴザイマス、所謂憲法ノ法的継続性ト申シマスルノモ、斯様ナ歴史的ナ継続性ニ裏付ケラレテコソ始メテ具体的ノ意義ヲ持つノデアリマシテ、之ナクシテハ新憲法ハ日本国民ノ血トナリ肉トナルコトハ出来ナイデアリマス」と述べたうえで、保守主義でもなく、革命主義でもない第三の途を選ぶ必要があると主張し、民族共同体あるいは国民共同体における民主主義と天皇制について言及している⁽²⁸⁾。

南原議員に対する金森国務大臣の答弁は、「私ハ天皇ノ本当ノ御地位ハ我々ノ心ノ根柢トノ繋リニ於テアルモノデアル、敢テ一片ノ法律ヲ以テ作り得ルモノデモナク、法律ヲ以テ消シ得ルモノデモナイ、日本民族ノ熱烈ナル血液ガ流

レテ居ル限り、我々ノ全精神トノ繋リニ於テ天皇ノ御地位ガハツキリト国民ノ心ノ中ニ在ルノデアルシ、又遡ツテ見レバ歴史ノ中ニハツキリ現レテ居ル、其ノ基本ノ考ヲ捉ヘテ言ヘバ、是ガ即チ日本ノ本当ノ姿デハナイカ、ソレノ本当ノ姿ト言ヘバ、ソレハ即チ国体ト云フ言葉ヲツノ意味トシテ言ヒ表シ得ルノデアナイカ、且又国民ガ常識的ニ国体ト言ツテ居ル其ノ姿デハナカラウカ、此ノ前提ノ下ニ此ノ国体ト云フモノハ日本国民ノ心ノ深く持ツテ居ル其ノ天皇トノ繋リト云フモノニ於テ日本民族ト云フモノハ結成セラレ、ソレニ基イテ国家ガ出来テ居ル、其ノ特色ヲ言フノデアルト云フ説明ヲシテ居タノデアリマシテ〔後略〕というものであった⁽²⁹⁾。

結局、議会における議論はかみ合わないまま終結したわけである。つまり、政府の立場は、金森国務大臣の言を借りれば、「憲法の現行規定〔筆者注：明治憲法のこと〕における第一条、第四条等の趣旨、これを国体と、法律学者に倣って呼ぶならば、国体は明らかに変わって居ると云うことははっきり申上げて居るところであります。併しそれは、国家不滅、国家不変のその原理と伴って頭に浮び出て来る所の国体と云うものとは、無関係である」（8月29日貴族院本会議）ということになるのであった⁽³⁰⁾。

ここでの問題は、変る国体と変わらない国体とがある、といった理解が難しい議論となってしまうことにある。前に一言したように、政府は終戦を迎えて以降（ポツダム宣言受諾前後から）、国体は変わらないという立場で一貫している。国体不変更は、政府として譲ることのできない最重要事項であったのである。

4. 議会外の国体論

(1) 佐々木・和辻論争

つづいて、議会外の国体論を瞥見する。国体変更をめぐる注目すべき論争に、佐々木・和辻論争がある。論争の始まりは、憲法学者の佐々木惣一博士が、雑誌『世界文化』（昭和21年11・12月号）に「国体は変更する」（原題は正字）と題する論文を発表されたことにある⁽³¹⁾。佐々木博士の主張の要点は、つぎの如

くである。①国体の概念に二種ある。一つには、国家について、その政治の様式という面から見て如何なる国柄のものであるか、ということを考えることができる。この場合にその国柄が国体と呼ばれる。二つには、国家について国家における共同生活に浸透している精神的倫理的の観念という面から見て如何なる国柄のものであるか、ということを考えることができる。この場合はその国柄が国体と呼ばれる。今、憲法を問題として、憲法によって国体が変更せられるかということを検討する場合においては、その国体というのが政治の様式から見た国体のことであって、その意味において国体の変更ということを問題にするのであること疑いない。国家の政治の様式から見るといってもいろいろの面があり、如何なる面に着眼するかというと、政治の様式の基本的なもので示す面でなければならない。それは、国家の統治権の総攬者が如何にして定まるか、という事である⁽³²⁾。②何人が統治権の総攬者であるか、という面より見た国柄ということが、国体の概念であるが、如何なる者がその国の国家統治権の総攬者であるか、ということは国体の概念に該当する事実であり、この事実は国により必ずしも一定したものではない⁽³³⁾。③日本国憲法第1条の規定は、統治権の総攬者が天皇でないことを示すものである。主権と謂う言葉は多義的であるが、統治権又は統治権総攬の権の義とする場合には、日本国民なるものが統治権又は統治権総攬の権を有するのであって、天皇が有せられるのではない。日本国憲法によれば、天皇が統治権の総攬者であるという事実は全くなくなる。これを称して、国体が変更する、というのである⁽³⁴⁾。

これに対して、倫理学者・文化史学者である和辻哲郎博士が、雑誌『世界』15号（昭和22年3月）に、「国体変革論について佐々木博士の教えを乞う」を發表して、佐々木論文を批判された⁽³⁵⁾。和辻博士の主張の要点は、つぎの如くである。①何人が国家統治権の総攬者であるか、という面より見た国柄は、久しく「政体」という概念によって示されてきた。ギリシャの昔以来、君主政体、貴族政体、民主政体などが区別されており、政体の概念は、世界いずれの国家にも適用できる。しかるにこれをわざわざ「国体」という概念をもって現わし、そのため「政治の様式より見た国体の概念」と「精神的観念より見た国体の概念」とを区別しなくてはならなくなる、ということは理解し難い⁽³⁶⁾。②佐々木博

士は、「従来、国体の概念に該当する事実としては、万世一系の天皇が、万世一系であるということを根柢として統治権の総攬者である、ということがあった」といわれる。これは明治以後は事実であったが、国初以来の歴史を通じての事実なのであるか、という疑問が起こる⁽³⁷⁾。③明治以前においては天皇は久しく統治権の総攬者ではなかった。天皇は国家の意思の発動を全般的につかんでいるという地位にはいられなかった。江戸時代、天皇は将軍を任命するという権威を保っていたのである。しかしこの天皇の尊さは統治権の総攬ということとは別のものである。藤原時代のように、天皇の名において事実上摂関が統治権を総攬した時代を入れれば、殆ど千年近い間、短期間の例外を除いて、そういう状態であった。明治以後に日本に建てられた政体が、過去の日本にとって別に珍しくもない状態の方へ、一步近づいたような変更をうける、ということに過ぎないのではなからうか⁽³⁸⁾。④佐々木博士は、日本国憲法によれば天皇が統治権の総攬者であるという事実は全くなくなる、ということを非常に熱心に主張された。統治権総攬者であるということが天皇の意義にとってそれほど中枢的なものであろうか。統治権を総攬するという働きを離れても、統一の表現者としての本質は存続し得る。天皇が日本国民の統一の象徴であるということは、日本の歴史を貫いて存する事実である。かかる象徴の意義を天皇の本質として把握しつつ日本国憲法第1条を読むと、そこに規定された天皇の地位は、室町時代や江戸時代の天皇と異なり、はるかに多く統治権の総攬ということに近づけられている。日本国憲法によれば、国民の全体に主権があり、その国民の統一を天皇が象徴するとすれば、主権を象徴するものも天皇ではなからうか。「国民統合の象徴」としての天皇が日本国民の主権的意思の表現者にはかならぬとすれば、天皇の本質的意義に変わりがないのみならず更に統治権総攬という事態においても根本的な変更はないといわなくてはならぬ⁽³⁹⁾。

この批判に対して、佐々木博士は、『季刊法律学』に「国体の問題の諸論点一和辻教授に答う一」を発表された（昭和23年）。この論文は長文で、記述も詳細にわたっている。ここでは、見出し（項）となっている第1から第5を取り上げて簡潔に要点を記しておく。「第一 国体概念の定立における着眼の二点」では次のことを指摘される。日本国憲法により国体は変更したが、これを

理解するためには、「(一) 憲法論において国体という場合には、憲法論以外の論において国体という場合と、国体の概念に差異があること、(二) 憲法論における国体に限るとして、一般に国家の国体概念と、日本国憲法の国体事実と区別があるということを知らなくてはならぬ」として、国体という言葉が指示するものには、政治の面より見た国柄のことと、精神的の面より見た国柄のことと二種あること、並びに、憲法論において国体というのは、政治の面より見た国体のこととして取り扱うこと⁽⁴⁰⁾。「第二 政治の様式より見た国体の概念」では次のことを指摘される。政治の様式に着眼して見た国家の形体とは、何人が、国家の包括的意思力たる統治権を総攬する者（日本国憲法の用語では主権を有する者）として定められているか、ということではなければならぬこと、和辻教授は政体という概念を用いられるが、問題は、何人が統治権の総攬者であるかという点より見た国柄という一つの概念があるや否やにあるのであって、それを国体と呼ぶか政体と呼ぶかにはあるのではないこと⁽⁴¹⁾。「第三 国体の概念に該当する事実」では、特定のある者が統治権の総攬者であるということが国体の概念に該当する事実であり、それは、その国家の法が定めるものであることと、その法は、その国体のことを考える時の法であることを指摘される⁽⁴²⁾。「第四 わが国の国体とその変更」の「帝国憲法以前の国体」においては次のように説かれている。統治権の総攬とは、統治権という国家の包括意思力を全体としてつかんでいることである。他の言葉でいえば、一般に統治権の源泉である。特定の場合に個々の事情について統治権を発動してこれを行うことではない。統治権の総攬と統治権の発動とは異なる。統治権を総攬ということは、総攬者が親らこれを行うことではない。他の者に委任して（統治権を行うことを委任する）行わしめることもあろう。委任する場合は、個々の特定の事項について統治権を行うことを委任することもあり、統治権を行うことを一般に委任することもある。一般に委任された者でも統治権を総攬するのではない。委任をすることは、統治権総攬者であるからなしうるのである。徳川幕府が統治権を行うていたのは、天皇により統治権を行うことを一般に委任されていたと解すべきものである。「歴史的な事実」とは、社会的事象としての歴史ではなく、国体の概念に該当する事実（法律事実）として、歴史的な事実

ということの意味をいうのである。天皇が統治権を総攬するものと、法によって定まっているという法律事実についての歴史即ち法制史的事実として歴史を考えなくてはならぬ。この意味の歴史的な事実として、天皇が統治権の総攬者である、という事実は、古今同じであると考える⁽⁴³⁾。「第五 国体概念の重要性」では次のように説かれる。国体という概念を立てるのは、一般に国家の政治的基本性格を明らかにし、個々の国家の政治的基本性格を明らかにするために必要である。わが国についていえば、天皇が統治権の総攬者であるということ（即ちわが国体）がわが国の政治的基本性格であったのであるから、それをそれとして認識することが、わが国の政治的基本性格を知るために重要である。したがって、それが変更したときは変更したとして認識することが、その時のわが国の政治的基本性格を知るために重要である。この認識は、わが国家の性格を知る上に重要な意味を持つこと、疑いない⁽⁴⁴⁾。

このあと、和辻博士が「国体変更論についての佐々木博士の教示を読む」（『表現』昭和23年10月号）を發表されて、論争としては終結した⁽⁴⁵⁾。国体概念のとりえ方、評価に基本的な相違があるため、必ずしも議論がかみ合っているとは言えないが、国体問題につき多岐にわたって、両碩学がその専門領域から論じられたものであり、国体をめぐる問題に対する重要な論点を示した論争であったといえる。

（2）国体不変更論

次に、美濃部達吉博士、尾高朝雄博士、石井良助博士ならびに里見岸雄博士の国体不変更論を取り上げる（美濃部博士を除いて、憲法学とは異なる立場からの論である）。

美濃部博士は、治安維持法にいわゆる国体〔筆者注：万世一系の天皇がわが国を統治し給うこと〕は変革したことを認めつつも、本来の意味の国体は変わらない、との立場を明らかにされている。「国体といふ語は、明治以前から詔勅又は宣命等に於いて屢々用ゐられて居るが、一般には法律的觀念としてではなく、国風又は国粹といふやうな意味に用ゐられて居り、即ち他の諸国に類を見ない我が国特有の歴史的倫理的事実を指す意味であることを普通とする」と

し、治安維持法に用いられていたような意義の国体が変革したことは疑いを容れないが、「国体といふ語は〔…〕我が国家組織の歴史的倫理的特色、即ち我が国民が万世一系の天皇を国家の中心として奉戴し他国には類を見ない程の尊崇忠誠の念を致し天皇は国民を子の如くに慈みたまひ君民一致挙国尚一家の如くなることの事実を指す意味に用ゐられて居る。国体といふ語を若し此の如き意義に理解するならば、新憲法は敢て斯かる意義に於いての国体を変革するものではない」と説かれている⁽⁴⁶⁾。

法哲学者である尾高博士は、「ノモス主権論」を主張され、それとの関係で次のように述べられている。「万世一系の天皇の統治」とか、「主権は天皇に存する」という言葉で表現されていた日本の国体についても普通の考え方とは違った解釈を加える必要があると説き、「現実の政治はすべて『常に正しい天皇の大御心』に適うものでなければならないという、理念の表現に外ならないからである。『国体』とは、ここではもはや現実の政治の根本構造ではなくて、理念としての政治の根本のあり方を意味する」、「それは、天皇という具象の形に結びつけて考えられてはいても、実は、永遠に変わるべからざる法の正しさへの志念であり、『ノモスの主権』の民族的な把握の仕方以外ならなかったといわなければならない」、「それであるから、天皇の統治を中心とする日本の国体を、国民主権とは氷炭相容れ得ない対蹠の原理と見るのは、むしろ皮相の見解である。国民主権と天皇の統治とは、政治の理念の表現としては、根柢において深く相通ずるものをもっている」と⁽⁴⁷⁾。この説は、天皇（制）と国民主権の両立をはかるために、あるいは、天皇主権と国民主権との対立をさけるために、国体を天皇による正しい統治の理念であると解することによって、国体の変更はないと主張するところに特徴がある。

日本法制史学の石井良助博士は、建国以来の歴史における天皇統治について検討された後、「天皇の地位及び権能は日本国憲法の制定により、明治憲法時代のそれに比して、革命的な変動を受けた。〔…〕而して又それが天皇親政、少なくとも天皇統治を以て我が国体と考える人々に甚大な衝撃を与えたことも否むことはできない。然し、これ等の人々の考えた我が国の国体なるものは何等歴史的根柢のないものであり、頭の中で空に考えだされた独断であったので

ある]、「天皇統治は垂拱主義が本来の姿であり、ために非常にフレキシブルであり、従って、時ありては親政形態にもなるが、時ありては形式的儀礼的な統治形態になることもある〔…〕かくして、到着した結果が日本国憲法の定める天皇制なのである」、「日本国憲法の制定は確かに南原教授の云われる如く、『肇国以来ノ大革命』と云ふことができよう。然し、天皇統治の形態をその自然なる変遷に於いて観察する限り、日本国憲法の定める天皇制は決して国体の変革と云う言葉で表現されるような大改革を意味するものではないのである」と結論される⁽⁴⁸⁾。

国体学の第一人者である里見博士は、帝国憲法第1条の「統治ス」は権力觀念でなく、天皇の機能であると述べた上で、「大日本帝国は万世一系の天皇之を統治すという社会的、基本国家的事実軌範を無視しては日本は国家的統一を保つことは出来ぬ。それが日本固有の国体であって、国体とは日本国家の究極的基盤体即ち基本社会としての日本民族の生命体系であると為すのである」と説き、第4条は変革され、政体は完全に新しい別個のものとなったが、それは所謂国体の全部の変革ではなく、「そこで変革されたのは、正確に言えば主権の所在の変革であって、それ以外のものではない。問題は第1条が変革されたか否かである」とされる⁽⁴⁹⁾。そして結論として、「『万世一系の天皇君臨』という事実は、日本国憲法下に於ても厳然として実在するし又、天皇います事によって、この敗戦後の濁世も辛じて究極的統一安定を保っているのであるから、権力的意味の除かれた純粋な社会的倫理的天皇統治も現実に存在していて、『大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス』という事は、實質的憲法として不滅であるといわなければならないから、結局、新旧両憲法の第1条は、権力的政治の遙か奥底に存する民族社会自定の不文法を本として、国法的規定を設けたものであり、本質上異らないものである⁽⁵⁰⁾」と述べられている。

4. 私見

国体論争のポイントは、国体の意義をどうとらえるかにある。上述のように、日本国憲法成立過程において、最重要の論点であった。結論的には、法学的・

政治的な意味における国体は変わったが、精神的・倫理的意味における国体は変わらない、ということであった。しかし、問題はそう簡単ではない。帝国議会の審議の中で、国体変更論者からは、法学的、政治的意味における国体は変わったという見解が多く示された。政府は一貫して国体は変わらないと答弁し続けた。当時は、国体変更論が、学界のみならず社会においても（新聞の影響が大きいと思われる）主流となっていた。ただし、ここに紹介したように、学界でも国体不変更論は有力な考えであったし、著名な学者が不変更の論陣をはっていたのである。

確かに、和辻博士、石井博士等が主張されるように、主権（統治権）の所在のみで国体が変わるということには疑問がある。そもそも国体の概念は、憲法学の確立以前から存在するものであるし、天皇統治には権力が伴わないこと、国体の中核は、天皇が君臨されていることにあった。天皇の憲法上の地位・権能は大きく変わっても、天皇いますのであるから、精神的な意味における国体は変わっていないといえるかもしれない。治安維持法違反事件で大審院判決が「天皇ヲ君主トシテ奉戴スルコトカ我国ノ国体ナリ」としたのも意味のある説示であった⁽⁵¹⁾。ただし、法学的・政治的な意味での国体を無視してよいわけではない。この意味の国体も、国家・社会において定着していたからである。

しかし、日本国憲法の成立と普及により、いつしか国体をめぐる議論もなされなくなった。最も大きな要因は、日本国憲法が国民主権を採用したことである。これにより、主権（統治権）の所在を標準とする国体論はほとんど取り上げられなくなり、いつしか国体をめぐる議論自体がなされなくなった。かつて、佐々木惣一博士が、「政治の様式より見た国体の変更する、ということは、精神的観念より見た国体の変更する、ということではない。それは併し、両者が概念的に異なる、ということに過ぎない。両概念に該当する事実を見るとき、事実としての両者の存在の間に影響を見ない、ということではない。だから、政治の様式より見た国体の変更しても、精神的観念より見た国体は変更しない、というようなことは、決していい得るものではない。我国では、精神的の面から見た国柄と、政治の様式から見た国柄とは、決して無関係ではあり得ない。大なる影響を受け合うものである。影響を受けるというよ

りも、精神的の面より見た国柄たる事実の中に、政治の様式の面から見た国柄たる事実をも含んでいる。故に政治の様式より見た国体が変更する、ということは、概念的には、精神的観念より見た国体が変更する、ということではないけれども、社会生活の事実として見るときは、政治の様式より見た国体が変更すれば、精神的観念より見た国体も変更するであろう。直にでなくても、漸次変更するであろう。少なくともかく考えて国家及び社会の将来の経綸をたてるべきである⁽⁵²⁾」と述べられたが、大変示唆的な指摘である。このような状態を招く要因が、戦後の憲法学にあるのか、教育の問題なのかは一概にはいえないが、あれほど重大問題であった国体論が一今日に置き換えれば、日本国憲法が全面的に改正されるという問題に該当するであろう—今は忘れられている。精神的倫理的なあるいは歴史的な国体論もほとんど見られない（教えられていない）のが現状である。

それにもかかわらず、今日に至るまで一系の天皇を戴いてきたことは、日本の歴史を貫いている民族精神の現れであり、歴史伝統のしからしめるところである。「国体」という言葉は使われなくとも、皇室あるかぎりわが国の「国柄」は変わらないのである。

おわりに

令和の御代となった本年（平成31年、令和元年、西暦2019年）、皇位継承に伴う様々な儀式・行事が行われた。4月30日の退位の礼、5月1日の即位（踐祚）・剣璽等承継の儀・即位後朝見の儀、令和への改元、10月22日の即位礼正殿の儀、11月14日・15日の大嘗祭等である。これらを通して、現憲法の天皇規定（第1章）のあり方、「天皇はいかなる存在であるべきか」を考えることの重要性が増してきたと思われる。例えば、皇位継承に伴う諸行事には、成文法の根拠がほとんどなく（戦後「皇室令」が廃止されたため）、前例に準じて行われていることが挙げられる⁽⁵³⁾。また、国民主権や政教分離との関係でも議論があった（違憲訴訟も提起されている）。

こうした法令のない状況をどうするかも課題の一つであるし、政教関係の問

題も無視できないことは当然であるとしても、根本問題は、皇室の本来の姿・あり方を究明することにあると思われる。そしてまさにそれが「国体」問題となる。その最重要の問題が戦後はほとんど意識されていない。終戦から74年（日本国憲法制定から73年）が経過し、当時の出来事が歴史の彼方に遠ざかっていく中で、なぜ国体問題が重要視されたのかもわからなくなってしまったように思われる。その要因が、社会情勢なのか、教育にあるのかはさておき、国内外ともに多難な状況にある今日、今一度、わが国の成り立ちやあるべき姿を考えることが求められているのではないだろうか。「いつの時代、どこの国についてみても、国民統合の国家体制いかなの問題は、国家問題、憲法問題における根本問題である⁽⁵⁴⁾」との指摘も重要である。さらには、日本国憲法が伝統的な国体から見て、いかに評価されるか、という論点もある⁽⁵⁵⁾。こうした想いから、国体の問題を取り上げた。些かでも参考になるところがあれば幸甚である。

註

- (1) ポツダム宣言受諾の条件が「国体護持」であったことを想起すればよい。同宣言を受諾するに当たっての申し入れには、「天皇ノ国家統治ノ大権ヲ変更スルノ要求ヲ包含シ居ラザルコトノ了解ノ下ニ受諾ス」とされている。これは、国体不変更を確認するものであった（連合国からの回答は、これに対して明確に答えるものではなかった〔バーンズ回答〕）。ちなみに、「終戦の詔書」には、「朕ハ茲ニ國體を護持シ得テ」との一節が存する。のちに政府が、国体は変わらないことを強調する背景として確認しておくべきであろう。
- (2) 国体は、国家形態論として取り上げられることが多い。国家形態論は、明治初年から法学・政治学関係の書では、広く紹介されていた。これに関しては、宮田豊『日本国法学』（啓文社、昭和54年）92頁以下参照。
- (3) 「国体」の意義・概念については、里見岸雄『国体学総論』（展転社、平成17年）95頁以下、同『天皇法の研究』（錦正社、昭和47年）44頁以下が最も詳しいといつてよい。

- (4) 明治憲法と国体に関する詳細な研究書として、里見岸雄『國體法の研究 訂正版』（錦正社、昭和17年、戦後、『天皇法の研究』（錦正社、昭和47年）として初版を復刊）がある。また最近の研究として、高乗智之「明治憲法と国体」憲法学会『憲法研究』第51号（令和元年）123頁以下がある。
- (5) 穂積八束『憲法提要 上巻』（有斐閣、明治43年）53-54頁。
- (6) 同上書191頁。
- (7) 清水澄『逐條帝國憲法講義』（松華堂書店、昭和7年）34頁。
- (8) 同書38頁。ちなみに、他の三つの国体は、共和国体、貴族国体、普通君主国体である。
- (9) 同書42頁。
- (10) 上杉愷吉『新稿憲法述義（増補改訂4版）』（有斐閣、大正14年）75頁、76頁。
- (11) 同書85頁。
- (12) 同書93-94頁。
- (13) 佐々木惣一『我が國憲法の獨自性』（岩波書店、昭和18年）141頁。続けて、「国体なる語は、常に右の意味に於てのみ用みられるのではない。広く国風・国柄殊に精神・道徳・思想の方面より見たる国柄などの意味に於ても用みられることがあるが、此の意味の国体は、茲に謂ふ国体とは異なる。茲に謂ふ国体は国家の政治の様式のことである」と説かれている（同頁）。
- (14) 同書198頁。これは、穂積博士の主権の所在による国体と同じ視点であることを示された記述の中の一節である。
- (15) 同書155-156頁。
- (16) 同書156頁。
- (17) 宮澤俊義『憲法略説』（岩波書店、昭和17年）72頁
- (18) 同書73頁。
- (19) 美濃部達吉『日本憲法の基本主義』（日本評論社、昭和9年）3頁。
- (20) 同書12-13頁。また、日本の国体の特色については、「日本の民族が始めて統一的の国家を為すに至つてより以来、常に万世一系の皇統を上に乗せ、政權及兵權の総ての変遷に拘らず、皇室は常に国家生活の最高の中

心として仰がれ、国民の皇室に対する尊崇忠愛の感情は、殆ど宗教的とも謂ふべき信仰を為していることに在る」(同書4頁)と説いている。

- (21) 美濃部達吉「帝国の国体と帝国憲法」星島二郎編『最近憲法論』復刻版(みすず書房, 平成元年) 296頁.
- (22) 両判決とも、「国立国会図書館デジタルコレクション」で閲覧することができる。
昭和4年判決は、<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1449585>
昭和6年判決は、<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1449614>
(令和元年11月27日閲覧)
- (23) 清水伸編著『逐条日本国憲法審議録(増訂版)第1巻』(原書房, 昭和51年) 400頁・401頁.
- (24) 同書813頁.
- (25) 宮澤俊義氏と南原繁氏の質疑については、尾高朝雄『国民主権と天皇制』(講談社学術文庫, 令和元年) 34-45頁に要を得た紹介がなされている(本書の原本は、昭和29年に青林書院から刊行された同名の書である).
- (26) 『帝国議会議事速記録 72』(東京大学出版会, 昭和60年) 242-243頁. 官報の日付は8月27日となっている(官報発行の日付であるため、実際とは1日ずれがある).
- (27) 同書244頁.
- (28) 同書248-249頁. 官報記載の日付は8月28日となっている.
- (29) 同書255頁.
- (30) 清水・前掲『逐条日本国憲法審議録(増訂版)第1巻』897頁. これは、佐々木惣一議員の質疑に対する答弁である. 前日(28日)にも浅井清議員(慶大教授)との間で質疑応答があった(同書891-895頁).
- (31) 佐々木の論文は、関連の論文とともに、佐々木惣一『天皇の国家的象徴性』(甲文社, 昭和24年)に収録して出版された. のち、『憲法学論文選 二』(有斐閣, 昭和32年)にも収録. なお、佐々木・和辻論争を取り上げた論説に、榎原猛「二つの『主権論争』覚え書」榎原猛ほか編『国法学の諸問題』宮田豊先生古稀記念(嵯峨野書院, 平成8年) 1頁以下がある.

本項では、同論文を参照して両博士の主張をまとめている。

- (32) 佐々木惣一『憲法学論文選 二』195-197頁.
- (33) 同書197頁.
- (34) 同書198-199頁.
- (35) 和辻の論文は、関連の論考とともに、和辻哲郎『国民統合の象徴』（勁草書房、昭和23年）に収録して出版された。のち同書は、『和辻哲郎全集 第14巻』（岩波書店、昭和37年）に収録。また、『新編 国民統合の象徴』（中央公論新社、平成31年）には、佐々木惣一『天皇の国家的象徴性』（前掲『憲法学論文選 二』を底本とする）も収録されており、両者の論争を知るのに有益である。
- (36) 前掲『和辻哲郎全集 第14巻』358頁.
- (37) 同書359-360頁.
- (38) 同書360-362頁
- (39) 同書362-366頁.
- (40) 佐々木・前掲『憲法学論文選 二』214-215頁.
- (41) 同書216頁, 221頁.
- (42) 同書233-234頁.
- (43) 同書242-244頁, 249-250頁.
- (44) 同書281頁.
- (45) 『和辻哲郎全集 第14巻』369頁以下に、「佐々木博士の教示について」と改題して収録。その後、佐々木博士は「和辻博士再論読後の感」を著された（『憲法学論文選 二』295頁以下）。
- (46) 美濃部達吉『新憲法逐条解説』（日本評論新社、昭和22年）4-5頁。別の著書では、「若し国体という語を此の如き精神的倫理的意義に解するならば、我が新憲法は世襲的の君主としての天皇の制は従来と同じく之を支持して居るのであるから、仮令天皇の統治大権は除き去られたとしても、我が国家の精神的倫理的特質は之が為に妨げらるるものではなく、新憲法は決して我が国体を変革したものではないと見るべきである」と説かれている（『新憲法の基本原理』国立書院、昭和22年、72頁）。

- (47) 尾高・前掲書141頁・142頁.
- (48) 石井良助『天皇 天皇統治の史的解明』(弘文堂, 昭和25年) 248-249頁.
- (49) 里見岸雄「国体は変革されたか」前掲『天皇法の研究』784頁(初出は昭和25年).
- (50) 同書789頁.
- (51) 里見博士が, 昭和4年の大審院判決の「我帝国ハ万世一系ノ天皇君臨シ統治権ヲ総攬シ給フコトヲ以テ国体ト為シ」について, 「天皇君臨シ」が, 帝国憲法第1条に, 「統治権ヲ総攬シ」が第4条に当てはまることを指摘されている点も意味深い(同上書780頁).
- (52) 佐々木『憲法学論文選 二』206頁. ちなみに, 佐々木博士は, 国体を変更すべきではない(帝国憲法の改正に反対)という立場であったが, これとは逆に日本国憲法(国民主権主義)を評価する横田喜三郎博士も, 「この意義の国体は, 万世一系の天皇が君臨し, 統治するというを中心的な要素とし, その上に, それから派生したところの, いろいろな精神的と倫理的の内容を含んだものであるが, 中心的な要素は, 新憲法によって, 全く失われることになった. それから派生した内容は, ただちになくなるわけではないが, なにぶんにも中心的な要素が失われたのであるから, 当然に重要な影響を受け, やがてはいちじるしく弱くなり, うすくなるにちがいない」などと述べている. 横田喜三郎『天皇制』労働文化社, 昭和24年)236頁). 一見同じような記述であるが, 両者の想いは(前者は憂慮, 後者は期待)大きく異なっていると思われる.
- (53) 昭和22年5月2日, 皇室祭祀令などの皇室令および附属法令が「廃止」されたが, 同日, 宮内府長官官房文書課長名による依命通牒が発せられた. その第3項には「従前の規定が廃止となり, 新しい規定ができないものは, 従前の例に準じて事務を処理すること」とあって, 皇室祭祀, 皇族の班位などは, 従前の例に準じて行われることになった(芦部信喜・高見利勝編『皇室典範 昭和二二年』日本立法資料全集1(信山社, 平成2年)530頁参照). これに関しては, 百地章『政教分離とは何か』(成文堂, 平成9年)283頁以下参照.

なお、関連して、平成3年4月25日の参議院内閣委員会で、秋山收内閣法制局第二部長は次のように答弁している。「皇室の行います儀式とか行事につきましては、憲法あるいはその他の法令の規定に違反しない限りは、法令上の根拠がなくても皇室がその伝統などを考慮してこれを行っても現行憲法上何ら差し支えないものでございまして、先ほどの宮内庁の御説明、お尋ねの通牒は三項、四項をあわせ読めば、現行憲法及びこれに基づく法令に違反しない範囲内において従前の例によるべしという趣旨でありますので、憲法上特段問題はないものと考えております」。第120回参議院内閣委員会会議録 第8号37頁・平成3年4月25日 (<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/120/1020/12004251020008.pdf>).

- (54) 大石義雄『日本憲法論（増補版）』（嵯峨野書院，昭和54年）33頁.
- (55) この点に関しては、小森義峯「我が国体に反する国民主権の原理」『天皇と憲法（改訂版）』（皇學学館大学出版部，平成3年）93頁以下，同「私の国体観—小林節教授の国体観への批判を含む—」『正統憲法復元改正への道標』（国書刊行会，平成12年）52頁以下を参照.

Controversy on the National Fundamental Character (*Kokutai*) after the End of the War

Takeshi TOMINAGA

Summary

Around the end of the war, the biggest political issue in our country was surrounded the National Fundamental Character. The Meiji Constitution was revised in particular and the status of the emperor and the competence were changed fundamentally, and it was a big problem whether the National Fundamental Character of our country was changed by this thing. The reason that this problem is complicated and difficult is at the place where it isn't clear what the National Character is.

When the change in the constitution was argued by an assembly, the government side insisted that the National fundamental Character didn't change to the opinion with which the National Fundamental Character from the councilor changes. As seen in the Sasaki-Watsuji controversy, this discussion was lively and intense. But, after that almost no National Fundamental Character theory was seen any more. However, even today, it is the most important theme when thinking about the way Japan should be.

Key Words : National Fundamental Character

Theory of National Fundamental Character Meiji Constitution
SASAKI Sōichi WATSUJI Teturō